

配送プラットフォームサービス事業用自動車保険（上乗せ補償・Wolt Japan株式会社用）特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

	用語	説明
き	業務委託契約	記名被保険者が物品の配送業務を委託することを目的として WoltJapan 配達パートナー業務委託契約の呼称で委託先と取り 交わす契約をいいます。
こ	ご契約のお車の賠償責任保険等	この特約の規定と全部または一部に対して支払責任が同じであるご契約のお車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
さ	最低保険料	保険証券記載の最低保険料をいいます。
た	対人事故	ご契約のお車の使用または管理に起因して他人を死傷させたことをいいます。
	対物事故	ご契約のお車の使用もしくは管理に起因して他人の財物を損壊させたこと、またはご契約のお車の使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具（注1）が運行不能（注2）になることをいいます。 （注1）軌道上を走行する陸上の乗用具とは、普通保険約款対物賠償責任条項「用語の説明」に規定する軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 （注2）運行不能とは、普通保険約款対物賠償責任条項「用語の説明」に規定する運行不能をいいます。
つ	通知締切日	保険証券記載の通知締切日をいいます。
	通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に適用されます。

第2条（ご契約のお車）

（1）当社は、この特約により、第4条（補償の対象となる方—被保険者）②に該当する者が使用または管理中の下記の自動車をご契約のお車とします。

通知書に記載の「物品を配送した者」が搭乗した自動車

(2) 当社は、この特約により、第4条（補償の対象となる方—被保険者）②に該当する者が業務委託契約に基づき配送業務を行うために自動車に搭乗した時から配送を完了した時までの間に発生した事故に限り、本条（1）に定めるご契約のお車を普通保険約款のそれぞれの条項（この保険契約に適用される他の特約を含みます。）のご契約のお車とみなします。ただし、配送業務を行うにあたり、その合理的な経路または範囲を著しく逸脱している場合を除きます。

### 第3条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）
- (1) および対物賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、対人事故または対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項（これらの条項について適用される他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）
- (2) の規定にかかわらず、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額を含めて、対人賠償保険金を支払います。
- (3) ご契約のお車の賠償責任保険等がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項第19条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定にかかわらず、損害の額がご契約のお車の賠償責任保険等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ対人賠償保険金および対物賠償保険金を支払います。

### 第4条（補償の対象となる方—被保険者）

当社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）および対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方—被保険者）（1）の規定にかかわらず、普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項において、被保険者を次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 業務委託契約に基づき記名被保険者から受託した物品を配送中の者

### 第5条（通知）

(1) 保険契約者は、毎月、通知締切日以前1か月間に業務委託契約に基づき記名被保険者が委託した物品の配送に関する次の事項を、通知日までに、当社所定の書面により当社に通知しなければなりません。

- ① 物品を配送した者の氏名

- ② 本条①で規定した者が行った配送数
- ③ 本条①および②以外で、当社が定める事項

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、第1回の通知については、始期日から第1回の通知締切日までの間に業務委託契約に基づき記名被保険者が委託した物品の配送に関する本条(1)①から③までに規定する事項を、最終回の通知については、満期日の直前の通知締切日の翌日から満期日までの間に業務委託契約に基づき記名被保険者が委託した物品の配送に関する本条(1)①から③までに規定する事項を、それぞれ当社に通知しなければなりません。

#### 第6条（通知の遅れ、漏れまたは誤り）

第5条（通知）の通知に関し、遅れ、漏れまたは誤りがあった場合、保険契約者は、同条の通知に遅れ、漏れまたは誤りがなかった場合の保険料との差額を異議なく払い込むものとします。

#### 第7条（保険料の払込み）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第2条（保険料の払込方法）(2)の規定は適用しません。
- (2) 当社は、第5条（通知）の規定による通知を受領した場合は、その定めるところに従い、保険契約者に保険料を請求します。
- (3) 保険契約者は、本条(2)の保険料の全額を、毎月、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が本条(3)の規定に違反した場合は、当社は、通知締切日以前1か月間に業務委託契約に基づき記名被保険者が委託した物品の配送に係る事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

#### 第8条（最低保険料）

- (1) 次の期間において、第5条（通知）の規定により通知された事項に基づく保険料が最低保険料に満たない場合は、保険契約者は、その差額を当社に払い込まなければなりません。
  - ① 保険期間の始期から1年間
  - ② この保険契約が第10条（当社からの保険契約の解除）、普通保険約款基本条項第12条（保険契約者からの保険契約の解約）から第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）まで、またはこの普通保険約款に適用される他の特約により解除または解約された場合は、保険期間の始期から解除または解約された時までの期間
- (2) 保険契約者は、本条(1)の規定により払い込むべき保険料については、本条(1)①による場合は、満期日以後最初に到来する通知締切日に対応する払込期日までに、本条(1)②による場合は、この保険契約が解除または解約された時に、それぞれ払い込まなければなりません。

せん。

第9条（帳簿等の閲覧および提供）

- (1) 当社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、保険契約者または被保険者の帳簿その他の書類を閲覧することができます。
- (2) 保険契約者は、第4条（補償の対象となる方—被保険者）②に該当する者が、ご契約のお車に付保されている他の保険契約等の引受保険会社等からの要請により帳簿の提供を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

第10条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 第6条（通知の遅れ、漏れまたは誤り）に該当する場合。ただし、第5条（通知）の通知に関する遅れ、漏れまたは誤りが、保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを、保険契約者が証明した場合を除きます。
  - ② 第7条（保険料の払込み）（3）の規定に違反した場合
  - ③ 正当な理由がなく第9条（帳簿等の閲覧および提供）に規定する当社による閲覧および第4条（補償の対象となる方—被保険者）②に該当する者への提供を拒んだ場合
- (2) 本条（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、解除が本条（1）①によるものである場合は、当社は、通知に遅れ、漏れまたは誤りがあった通知日に対応する通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後（注）に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- （注）通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後とは、通知に遅れ、漏れまたは誤りがあった通知日が第1回の通知日である場合は、始期日以後とします。

第11条（普通保険約款との関係）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第14条（重大事由がある場合の当社からの保険契約の解除）の規定を次のとおり読み替えます。

該当条項	読替前	読替後
① (1) ③	保険契約者または被保険者 (注1)	保険契約者
② (2)	その被保険者に係る部分	その被保険者に係る部分（記名被保険者について①に該当する事由がある場合にはその者を記名被保険者とするご契約のお車

		に係る部分とします。)
③ (4)	本条(1)の規定による解除	本条(1)または(2)の規定による解除
④ (5)	本条(2)の規定による解除	本条(2)の規定による解除(記名被保険者が本条(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合を除きます。)
⑤ (注3)	被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。	被保険者(この保険契約に適用される配送プラットフォームサービス事業自動車保険(上乗せ補償・Wolt Japan 株式会社用)特約に定める被保険者を含みます。)をいいます。

(2) 当社は、この特約により、ご契約のお車の賠償責任保険等がある場合には、普通保険約款対人賠償責任条項第7条(当社による解決)および同条項第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)ならびに普通保険約款対物賠償責任条項第7条(当社による解決)および同条項第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかわる費用に対しては対人賠償保険金および対物賠償保険金を支払いません。

(3) 当社は、この特約により、ご契約のお車の賠償責任保険等がない場合で、かつ、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合には、普通保険約款対人賠償責任条項第7条(当社による解決)(3)②の規定にかかわらず、同条(1)の規定を適用します。